

令和5年度 宮崎県職員（船員） 選考採用試験案内

1 試験職種、期日、受付期間及び募集人員

職 種	試験期日	受付期間	募集人員
船 員	令和5年 10月22日（日）	令和5年 9月4日（月）から 10月11日（水）まで ※必着	2名程度

- 持参時の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。
- 船員職は、船舶運航、船体保守、海洋調査、漁業取締及びこれらに伴う業務に従事します。

2 試験内容

- ① 作文試験：試験職種に応じた専門的知識について筆記試験を行います。
- ② 人物試験：面接試験及び公務員適性試験を行います。

3 試験の日時及び会場

日 時	会 場
令和5年10月22日（日） 午前9：30開始（受付時間 9:00～9:20） ① 作文試験：60分 ② 適性試験：20分 ③ 面接試験：40分程度	宮崎県庁防災庁舎 （宮崎市橘通東1-9-18）

- ※ 駐車場は使用できませんので、自家用車での来場は御遠慮ください。
- ※ 試験の実施に関する詳細については、申込者に対して文書で通知します。

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和6年4月1日現在で、年齢満40歳未満の者
- (2) 以下のいずれかを満たす者
 - ア 5級海技士（航海）以上、5級海技士（機関）以上又は内燃機関5級海技士（機関）以上の免許を取得している者
 - イ 5級海技士（航海）以上、5級海技士（機関）以上又は内燃機関5級海技士（機関）以上の免許を令和6年3月31日までに取得見込みの者
 - ウ 5級海技士（航海）以上、5級海技士（機関）以上又は内燃機関5級海技士（機関）以上の免許について、取得に必要となる筆記試験に合格している者、筆記試験を免除

されている者又は令和6年3月31日までに筆記試験を免除される見込みの者

(3) その他

ア 次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・宮崎県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

イ 宮崎県内どこでも勤務できる方に限ります。

5 申込方法等

提出書類	※郵送（簡易書留）または持参
職員選考申込書 1通 (様式第1号)	▶本人が直筆し、写真を貼付すること。 ▶貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、カラーの顔写真であること。
返信用封筒 1通	▶長形3号：120×235mm程度 ▶返信先住所・氏名を記入の上、速達用切手を貼付すること。 ※職員選考申込書を持参する場合は不要 (なお、提出された書類は返却いたしません。)

6 申込先

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県総務部人事課 電話：0985-26-7009（直通）

7 合格発表

合否は、令和5年11月上旬頃に宮崎県ホームページに掲載するほか、合格者のみに文書で通知します。

8 採用予定日

合格者は、原則として令和6年4月1日以降に採用の予定です。

9 給与

(1) 高校卒の初任給は次のとおりです。（令和5年4月現在）

学 歴	初任給	その他
高校卒業程度	169,800円	その他、通勤手当、住居手当、扶養手当などそれぞれの要件により支給されます。

(2) この金額は、新規学卒者を標準にしたものであり、これを超える学歴や民間等で職務経験がある方には、定められた基準に従って金額が加算されます。

(3) この金額は、例年民間給与等に準拠し、見直されるしくみになっています。